

安城市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 4 9 号

安城市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

安城市副市長事務分担規則（令和 5 年安城市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

（２）企画部（人事課及び企画政策課（公民連携係及びプロジェクト推進係に限る。
）に限る。）、産業部、環境部、建設部及び都市整備部に属する事務 横山副
市長

第 2 条第 2 項中「、財政計画及び多目的交流拠点」を「及び財政計画」に改める。

第 6 条第 2 号中「伊藤副市長」を「横山副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。